

人材紹介サービスに関する特約

人材紹介サービスに関する特約（以下、「本特約」といいます）は、20〇〇年〇月〇日締結済の「リプルサービスに関する規約」（以下、「本規約」といいます）とともに、当社が提供する人材紹介サービスを利用する際の合意事項でありお客様は、本規約とともに本特約を誠実に遵守するものとします。本特約における各用語の定義は、本特約にて別に定めた場合を除き、本規約における定義によるものとします。なお、本特約に定めない事項については、本規約の定めを適用するものとし、本特約と本気薬とが矛盾抵触する事項については、本特約の定めが優先するものとします。

第1条（人材紹介サービスの内容）

- 1.当社は、お客様より明示された求人条件に該当すると思われる人材のうち、お客様に応募する意思がある人材をお客様に対し紹介します。（以下、お客様に紹介した人材を「候補者」といいます）
- 2.当社は、職業紹介事業所として通常課される責任において、人材紹介サービスを誠実に遂行します。
- 3.候補者につき、当社の紹介以外の方法によってお客様への応募または紹介がなされた場合、応募または紹介の時点が最も早い方法が優先されるものとします。なお、お客様は、当社の紹介前に他の方法による応募または紹介がなされていた場合には、当社の紹介後直ちに当社にその旨を通知し、当社に求められた場合、その事実を証明する書面を提出するものとします。
- 4.お客様は、当社の紹介後、当社に事前に通知することなく、候補者と連絡を取らず、また本利用契約の有効期間を問わず、当社より候補者の紹介を受けた日から12箇月を経過しない間は、応募方法・職種を問わず、本特約による方法以外では当該候補者を採用しないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により本利用契約が解除された場合は、この限りではありません。
- 5.お客様が、派遣契約等の雇用契約以外の方法に基づき候補者を使用または候補者より役務の提供を受ける場合（受託サービスの利用によるものを除く）であっても、使用または役務の提供の開始時点で本特約に基づく報酬が発生するものとし、本特約の全ての条項が準用されるものとします。なお、業務委託契約を締結する場合は、本規約第16条を適用するものとします。
- 6.お客様は、候補者が他企業の求人に対して応募することがあることを確認します。
- 7.当社は、候補者がお客様への入社意思を表明したにもかかわらず、お客様に入社しなかった場合も一切の責任を負いません。ただし、候補者がお客様に入社しなかったことにつき、当社に重大な過失がある場合この限りではありません。

第2条（採用選考）

- 1.お客様は、候補者から任意の者を選び、お客様の判断に基づき選考の上、その採用可否を判断します。
- 2.お客様は、当社に紹介を依頼する求人案件に関して、特段の欠格事由が存する場合は、事前にその旨当社に通知するものとします。
- 3.お客様は、候補者の採用に関して、不正競争防止法等の法令に違反することのないよう、自らの責任で必要な措置を講ずるものとします。
- 4.お客様は、第1項に基づいて候補者の採用を決定した場合、候補者に対して所定の内定通知書（労働基準法第15条に基づく労働条件を明示したもの）またはこれと同様の事項を記載した文書を交付し、当社には副本もしくは写しを交付するものとします。

第3条（報酬）

- 1.報酬金額は当該個人を業務実施者として、理論年収の35%とします。ただし、別途消費税を加算するものとします。
- 2.お客様は、当社から紹介された候補者の採用を決定し、候補者が入社意思を表明した段階で、人材紹介の報酬を当社が指定する銀行口座に振込支払するものとします。支払条件の起算日については候補者の入社日とします。
- 3.お客様は、候補者の採用を決定した場合、遅滞なく当社の指定する方法に従って、候補者に関する事項（氏名・理論年収・入社予定日）および、報酬に関する事項（料金、請求日、支払期日）の確認を行うものとします。
- 4.採用決定者が入社日までに、採用決定者の自己都合による入社辞退、もしくは、採用決定者の責による採用取消しが発生した場合、当社は報酬の全額を申込者に返還するものとします。

採用決定者が就業開始後(入社日を起算日とします)1箇月以内に、自己都合による退職、もしくは、採用決定者の責による解雇(退職日もしくは解雇日を算定日とします)となった場合、当社は申込者の求めにより、報酬の50%を返還するものとします。

第4条（求人条件等の開示・提供）

- 1.お客様は、本業務に関する求人票作成のため、当社に対し、必要な情報を提供するものとします。
- 2.お客様から提供された情報に基づいて作成された求人票は、お客様が記載事項を確認することにより、その内容が確定されるものとします。
- 3.お客様は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除き、求人票および当社が独自に収集した情報を候補者に対して提供することをあらかじめ同意するものとします。
- 4.お客様は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除き、お客様が求人票に記載した求人条件および一般的に公開されているお客様の企業情報を、当社が候補者を募集するために、当社または当社の業務提携先のウェブサイト等において開示・公開することにあらかじめ同意するものとします。

第5条（業務委託）

1.お客様は、本特約に関する業務を委託する場合、十分な安全管理基準を満たす委託先を選定し、個人情報について厳重かつ適正な取扱いを定めた契約を締結し、当該委託先の個人情報の取扱いについても責任を持って監督するものとします。

2.お客様が、当社に対し、個人情報を直接委託先に提供することを求める時は、当該委託先に当社との個人情報の取扱いに関する契約等を締結させるものとします。なお、お客様は、委託先を変更または新たに選定した時は、ただちに当社に対しその旨を通知し、当該委託先に当社と前項と同等の契約等を締結させるものとします。

平成〇年〇月〇日

〒108-0073

東京都〇〇〇〇

株式会社〇〇〇〇

代表取締役

〇〇〇〇

〒141-0022

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西 2-3-3

武田第二ビル 9 階

株式会社リップル

代表取締役社長

佐藤 大地